

国立大学法人佐賀大学研究データ管理・公開ポリシー解説

令和5年2月3日 策定

(目的)

1. 佐賀大学（以下「本学」という。）は、「佐賀大学憲章」に基づき、自然と共生するための人類の「知」の創造と継承に努め、学術研究の水準を向上させ、佐賀地域独自の研究を世界に発信する。

本学は、この理念を実現させ、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進するために佐賀大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定め、本学の研究データの価値を守り、本学及び本学研究者の将来における持続的な研究の基盤を確保する。

本学は、「佐賀大学憲章」の下、令和2年4月に「佐賀大学のこれから－ビジョン2030－」を策定し、持続可能な社会の実現と地域社会における安全・安心、豊かで質の高い生活の実現に向けて、研究者の育成を進め、知の資産を創出するとともに、地域社会の発展に寄与する研究とイノベーションの創出を強力に推進する。

本ポリシーは、「佐賀大学憲章」や「佐賀大学のこれから－ビジョン2030－」に基づき、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に掲げられる「オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進」に対応し、研究データの利活用を促進するとともに、本学の研究データの価値を守り、本学及び本学研究者の将来における持続的な研究の基盤を確保するものである。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学における研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学における研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。研究データとして、デジタルデータ、アナログ資料、試料等（実験試料、標本、装置等）がある。これらの研究データは、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」（以下、本学ガイドラインという。）に基づいて、適切に保存する必要がある。

(研究者の権利と責務)

3. 研究データの管理・公開の方法はそれを収集または生成した研究者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

研究者は、収集または生成した研究データについて、前段の範囲内において、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切に管理するとともに、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(1) 研究データの管理・公開

研究データを整理すると、次の表のようになる。

研究データ	保存対象データ (本学ガイドラインに基づく判断)	デジタル	管理対象データ (研究者の判断)	公開
				共有
		非共有・非公開		
	管理対象外のデータ			
	保存対象外のデータ	非デジタル		

保存対象データの中でも、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議)にあるように、公的資金による研究開発の過程で生み出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。管理対象データは、データを説明するための情報であるメタデータを付与して管理する。さらに、管理対象データは、次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図る。

- 公開：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ
- 共有：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データ
- 非共有・非公開：公開も共有もしない研究データ

メタデータ及び管理対象データのアクセス権は、下表の組み合わせが存在する。

	公開・共有のパターン					
メタデータ	公開			共有		非共有・非公開
管理対象データ	公開	共有	非共有・非公開	共有	非共有・非公開	非共有・非公開

(2) 研究者の対象・範囲

本ポリシーにおいて「研究者」は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）と雇用関係にある教員（特任等を含む）・職員に限らず、学部および大学院で研究指導を受ける学生・研究生，雇用関係はないが本法人が受入・招聘する研究員など，本学における研究に携わる全ての者のことをいう。特に次の者は，教員の指導・関与のもと，本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。

- 学生・研究生については，研究指導教員の指導に基づいて研究データの管理を行う。特にデータを公開しようとする場合は，指導教員の確認を必要とする。
- 学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は，当該研究に関するデータの管理については，同教員の指導に基づいて行う。
- 各種制度に基づいて受入れた客員研究員，招聘研究者については，システムの利用可否など研究環境が一様でないため，受入教員と相談の上，それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。
- 他大学等に所属する研究者が，本学に所属する研究者が研究代表者を務める研究グループの構成員として研究を行う場合，ここでいう研究者に含まれるかどうかは，資金配分機関が求める条件等を勘案し，研究代表者が決める。

(大学の責務)

4. 本学は，研究データの管理，公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

本学は研究者に対し，以下を実施する。

- 研究データ管理の導入目的の明確化
- 研究データ管理・公開のためのデジタルプラットフォームの提供等，研究データの利活用を実現するに適した研究データ公開のための環境の整備
- 研究データ管理・公開の仕組みの周知と利用促進

(その他)

5. 本ポリシーは，社会や学術状況の変化に応じて，適宜見直しを行う。

データ管理に関わる社会や学術状況の変化を的確に捉え，個々の研究分野における法的，倫理的要件を尊重した上で，本ポリシー及び本解説においても常に見直しが必要とされる。